

水道料金の基本料金免除について

物価高騰等の影響を受けている市民や事業者を幅広く支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を4カ月間免除するもの。

1 免除期間

令和5年8月1日～令和5年11月30日検針分

2 免除対象者

全ての水道契約者

※ ただし、国や地方公共団体などは除く。

3 免除件数及び免除額試算（4カ月分）

	延べ検針件数	免除額(千円)
水道料金	168,137	427,294
簡易水道料金	2,197	5,984
計	170,334	433,278

4 その他の費用

	金額(千円)		
	水道事業	簡易水道事業	計
・システム設定変更	3,675	46	3,721
・市民周知			

5 周知方法

- ・「上下水道料金のお知らせ」の通信欄に免除後の料金である旨を印字。
- ・免除内容を記載したA4サイズのリーフレットを作成し、対象世帯等の検針時に、「上下水道料金のお知らせ」（検針票）と併せて配布。
- ・広報おびひろ8月号への掲載。
- ・上下水道部ホームページへの掲載。